

平成25年第4回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成25年12月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君
教育委員会委員長	小泉正和君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成25年12月5日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

4番通告者、10番五十嵐辰雄議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番（五十嵐辰雄君） 4番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

日本の産業政策は、補助金と各種規制を伴う行政主導を中心として産業の育成と保護を目的に展開してまいりました。今、世界的に保護政策から規制緩和をし、自由競争を促進する方向性を示されようとしております。これは歴史的な大転換でもあります。このような現状を踏まえて、利根町の基幹産業である農業でまず1番目の質問をいたします。

農業経営の大転換に対応する農業政策を立てるかについてであります。

今、環太平洋経済連携協定（TPP）の年内妥結に向け農業分野で厳しい交渉を強いられ、激しいやり取りがされています。交渉状況を注視しながら、2014年度から農政の大転換が図られようとしています。1970年代に導入以来、40年間に及ぶ減反は、米価維持に一

定の効果があった反面、自由に米がつかれないという生産抑制政策で生産意欲をそぐ政策でもあります。

政府は、生産調整（減反）を5年後の2018年に廃止とし、補助金の見直し案が示されるなど、この10月から12月にかけて連日、唐突な報道がされています。

その内容としては、米の生産調整、これは減反でございます。それから、定額補助金、米価変動補填交付金、飼料米や麦などへの補助金の見直し、新たに日本型直接支払制度の創設などを発表いたしました。

また現在、国のほうとしては、農業政策の制度設計の全般的なことが示されず、また、生産現場では性急な改革で農業経営者は修練する時間もなく、戸惑いと混乱を来し、日々の報道から目を離せない状況です。全国の耕作放棄地は約40万ヘクタールに及び、後継者難も深刻を来しています。そこで次の点をお尋ねいたします。

1番目でございますが、町の基幹産業である農業を持続的に発展させる対策をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

町の基幹産業である農業を持続的に発展させる対策についてですが、まず、最近の農業政策を取り巻く現状を見ますと、環太平洋経済連携協定交渉が大詰めを迎え、年内妥結の目標に向けてどこまで交渉が進められるか、正念場を迎えています。

一方、議員ご指摘のとおり、約半世紀続いた生産調整も、大きな転換期が訪れようとしております。

このような中、政府は来年度からの経営所得安定対策交付金のうち、米の直接支払交付金の単価を1万5,000円から7,500円に削減した上で、平成29年産までの時限措置とし、平成30年産からは廃止することや、米価変動補填交付金の廃止、さらには5年後を目途に、国による生産数量目標の配分に頼ることなく農家自身が需要に応じた生産を行う民間主導への切りかえなどの見直しを行いました。

また、水田活用直接支払交付金では、米の直接支払交付金で減額した分を飼料用米などへ活用することにより、支援の充実を図り、主食用米から飼料用米への転換、誘導が検討されているところでございます。

具体的には、今後大きな需要が見込まれる飼料用米に対し、これまでは10アール当たり8万円を一律に助成していましたが、26年産からは、収量により助成額が変動する数量払いに変更し、5万5,000円から最大10万5,000円とすることで生産の拡大に誘導することを決定いたしました。

町として今の段階では、来年の経営所得安定対策への参加者の状況がどのようになるか

不透明であるため、平成26年度の補助金の総額については、現行どおりと考えておりますが、内容については、今後必要に応じて見直しも検討していきたいと考えております。

また、政策面から申しますと、農業が産業として持続的に発展していくためには、売り上げの増加とコストの縮減を図る取り組みを進めることより、農業所得の増大を目指していくことが重要となります。

こうした「もうかる農業」を実現するためには、高付加価値化、販売量の増大、コスト縮減等の努力を通じて消費者などに評価される「売れる農産物」を生産することが不可欠となります。そのためには、規模拡大や担い手の育成が必要となります。

規模拡大については、土地基盤の整備がなされていない地域においては、地域における話し合いを通じて、将来に向けて地域の農地をどのように維持していくのかを話し合っただけ、基盤整備実施の方向に意見集約ができた地域を支援し、基盤整備の推進を図りたいと考えております。

基盤整備済みの地区においては、コスト縮減を図るための農地集積を進めます。進め方としては、農業生産法人を中心として話し合いをもとに進めたいと考えております。

担い手育成については、集落営農の組織化や法人化についての普及啓発に努め、組織化を進めるとともに、規模拡大志向農家等に対しましては、農地の貸し借りによる経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、農業協同組合、営農集団等との連携を密にして、意欲的な農業経営者の規模拡大を支援していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 10番五十嵐辰雄議員。

○10番（五十嵐辰雄君） ただいまの町長の答弁を拝聴しますと、やはり農業政策は国策の一環でございます。利根町独自ではなかなか難しい局面が多々ございますので、これから町としても国の動向をなるべく早く情報をキャッチして、いろいろ政策を実現されることを願っております。

そこで、今、町でやっているのは平成24年度から人・農地プランをしっかりとやるように各地区で説明会等を開催しております。利根町の、特に東文間地区におかれましては基盤整備が相当進行しておりまして、これをもとにもっと規模拡大し、農業生産性の向上とコスト削減を図っていただきたいと思っております。

そこで、25年度の農業政策の一環でございます人・農地プランでございますが、10月の下旬に人・農地プランの説明会を開催するという回覧が文地区に回りました。私も農業経営者の仲間でございますので、11月30日の土曜日午後6時から公民館で開催しました説明会に、これは文地区に限っての説明会でございますので、参加いたしました。

文地区におかれましても関心度が余りないようでございまして、参加者も意外と少なかったような感じもいたします。

そこで、昨年度からやっています人・農地プラン、そのときの説明会では、矢口経済課

長の話ですと、東文間地区、文間地区は昨年度人・農地プランのほうがある程度まとまったと、25年度は文地区と布川地区を中心にまとめたいという説明でございました。現在の状況で、基盤整備にも言えることですが、まず人・農地プランの推進状況でございますが、その現状につきまして、できれば矢口担当課長から説明をお願いします。

しかし、人・農地プランも経済課のほうで力を入れてやらないとなかなか進まないものがございます、経営者任せではならないと思います。その点も含めまして担当課長から説明と今後の方針をお答えください。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

お話がありましたように、先週土曜日、議員にもご出席をいただきまして文地区の人・農地プランの説明会、その前にご承知のとおり、文地区で今、基盤整備の話が出ている関係から、延べ10日程度、それぞれの地区に入らせていただきまして基盤整備の概要と、それと人・農地プランにかかわる概要を一通り説明した後、30日に説明会を開催させていただきました。

また、同じ週の27日でしたか、布川地区にも入らせていただきまして、同じように人・農地プランの説明会を開催させていただいたところがございます。

今、ご指摘がありましたように、前回もご答弁しましたけれども、これからの農地と、あるいは農業に携わる方の今後の地区における動向というものを、その人・農地プランの位置づけによって代表される経営体を発掘することによって、人等、あるいは農地のかかわりを決めていこうということで、どこの地区でも難しいのは、なかなか皆さんに周知徹底できないところが現状でございます、それぞれ各区長のご協力、あるいは地区の認定農業者等々のそれぞれの地区の農業の代表となる方にリードオフマン的な存在になっていただきまして進めているところでございます。

今ご指摘がありましたように、前回の質問の中でもお答えしましたけれども、その地区、地区によって、この目的とする、特に農地の集約であるとか、中心経営体の人選といえますか、決定を見るにつきましては、その地区、地区の農業に対する考え方であるとか、その地区の現場の状況によって変わってきますので、なかなか難しい状況でもあります。

そんな中で文地区におきましては、今言いましたように、農地の整備が非常におくれているということもあわせて、なかなか集積やら集約やら担い手となる方の発掘が難しい現況でもありますけれども、今回はご承知のように、5名程度の方の承認といえますか、手を挙げてくれる方もいましたので、私どもの方としては大変喜ばしいことでもありますし、手を挙げてくれた方にいろいろな意味で支援をできればなと考えております。

方針ですけれども、布川地区につきましても同じように今年度中に策定したいと考えておりますけれども、なかなか布川地区につきましても、いわゆる水田等の農地の環境上か

ら担い手となる方の発掘も難しい制約もございますし、限られてきているのが現状で、一番難しいのは、やはり目的となる農地の現状が、規模拡大をする、あるいは集約をするにしても、なかなか昔の古い基盤整備の農地の現状となっておりますので、そこで省力化とか、そういった部分ができないという部分がありますので、なかなか規模拡大に至らない、これ以上ふやせないという意見が多かったように思います。

町としましても、とにかくこの2地区を今年度、内容はともかく、布川地区についてもプランをつくりまして、後々の、中には規模拡大を目指している方もいますので、その方のためにもプランを作成できるよう、また、協力を呼びかけていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、次の（2）番の町の休耕地でございますが、これは確かに40年間に及ぶ減反政策で、町の中にも相当の面積の休耕地が散在しております。農業委員会では、毎年10月ごろから農地の実態調査を行っています。非常に農業委員会のほうでもご苦勞でございます。

地権者に個別に当たって、水田、畑地の雑草の草刈りとか、立ち木の伐採を行い、保全管理に努めるよう指導をされております。しかしながら、なかなか耕作荒地については減反政策の影響によって相当耕地も荒れております。そこで、現在、町の休耕地、不作地はどのくらいありましょうか、それから、復元につきましてはどのように経済課では指導しておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、町の休耕地と耕作放棄地の復元対策についてでございますが、ご承知のとおり、農地法第30条第1項の規定に基づきまして、毎年1回、利用状況調査を行っております。

平成24年度の調査結果を申し上げますと、町内の耕作放棄地は約38.2ヘクタールで町内耕地面積の2.79%でございます。これを地域ごとに面積の多い順に申し上げますと、文地区で約18.6ヘクタール、文間地区が約12.6ヘクタール、布川地区で約5.1ヘクタール、東文間地区は約1.8ヘクタールとなっております。

また、平成24年度の農地のあっせん状況を見ますと、あっせん申請件数は43筆ありまして、面積は2万9,574平方メートルでございます。

地域別で見ますと、文地区が15筆、1万50平方メートルの申請で、そのうちのあっせん成立が5筆、3,246平方メートル、また、文間地区は27筆、面積にしますと1万8,326平方メートルの申請で、あっせん成立が8筆、9,361平方メートルで、その成立のほとんどが基盤整備事業計画区域内であります。布川地区は1筆、1,198平方メートルの申請で、あっせん成立はありませんでした。また、東文間地区についてもあっせんの申請はありませんでした。

これらの数字、結果から分析してみますと、東文間地区の耕作放棄地及びあっせんの申

請が少ないのは、圃場の状態から基盤整備事業整備区域内であり、ほかの地区に関しては基盤整備未整備地区で圃場の形状、大きさ等から敬遠され、借り手や買い手が見つからない要因で、耕作放棄地状態となっていると思われます。

あっせんを行った際の借り手側からしますと、耕作面積の大きさなどが省力化にもつながることから重視され、基盤整備事業を行っていない地域については、圃場の状態からなかなか借り手が見つからない、借り手がいない現状となっております。

ご質問の今後の対策ということでございますが、農業委員の協力や町広報紙等を用い、今後とも農地所有者等に農地を農地として使用し、責任を持っての管理及び耕作放棄地解消にかかる、国、県の支援の活用等の周知を図っていきたいと考えております。

また、農地のあっせんを初め、基盤整備事業の推進も進めてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今、町長の説明はよくわかりました。

耕作放棄地は確かに多いのは多いですけども、ただ地目が田んぼ、畑で耕作放棄地ということは一概に機械的に数字を出しても、なかなかそれは農業経営者に対しては非常にイメージがよくありません。

耕作放棄地になる条件でございますが、私は農業という自分で汗を流した立場から申しますと、確かに文地区は耕作放棄地がたくさんございます。その理由については、水利が悪いと。終戦後はみんな井戸水でくんだのですよ。今もって用水はありません。地形が悪い、機械が入らないと。天水農業が主でございますので、これは役場のほうとしても、田んぼだから耕作放棄地ということは一概に機械的に処理しても困ると思うのです。よく農業の田んぼ、畑、その実態を確認して適正な統計的数字をとった方がいいと思うのです。

登記簿上が田んぼだから畑や田んぼをつくれとか、今の現状を踏まえて、確かにこれでは1枚の田んぼが2畝や3畝ですよ、特に文地区については、そういうところが多いございます。私は文に住んでいるからこそ、自分の近所隣の意見を聞きながら話しますけれども、確かに農業委員会としては毎年10月、11月に個人個人の家を歩いてどうしろ、こうしろと指導を受けます。現状では、確かに農林水産省ではこの耕作放棄地の支援策がありますけれども、7万7,500円という数字が出ていますけれども、これ金をもらったって誰も労力ないですよ。ですから経済課でも実際の登記簿上の地目が田んぼだから、役場で田んぼとしてあるけれども、現状を踏まえてひとつよく適正な統計的な数字を、機械でなくて、現場に行ってよく確認してやってもらいたいと思います。

それに対する担当課長のお考えについての方針をお尋ねします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） ご指摘のとおり、過去に、先ほど生産調整の話が出ましたけれども、生産調整が昭和40年代に始まりまして、ご承知のとおり、いわゆる休耕という制

度がありました。私ども町としても、時代の要請ということで、生産調整いわゆる減反を強力に押し進めてきた経緯がございます。

そんな中で転作作物や、あるいはそういうあらゆる制度を使って転作のパーセントを100%に達成すべくやってきたところですが、そんな中で先ほど言いましたように、一つの国の指導といいますか、メニューの中にご承知のとおり、休耕というものがありました。これが現在のいわゆる耕作放棄地の引き金になっているのは、私どもも間違いないのかな、それはあるのかなと感じております。

そういうことも含めて、今のご質問からしますと、確かに五十嵐議員がおっしゃることもわかるのですが、21年の改正農地法に伴いまして、先ほど町長が答弁しましたように、利用状況の調査が入ってまいりました。

私どもも県のヒアリングとか、そういう中では同じようなことを言うわけですが、やはり農地法の追加規定の中に、自分の所有地あるいは耕作地については責任を持って管理しなければならないという条文が入っている関係も含めて、それで県のほうからは一蹴されてしまうという部分もありますし、法律で決められた調査ですので、私どもは、何回も言うようにですが、この改正農地法の耕作放棄地に対する縛りというのは、罰金も含めて厳しい状況になっています。ただ、それは町としては今言ったような関係からできない部分もありますので、いわゆる休耕で、本来は保全管理ということでやっていただくわけだったわけですが、時代の流れで耕作放棄地という形になってしまっている現状ですので、その辺を踏まえた上で、ただ面積を、あるいは現場を歩いてそういう仕事に入ってきますので、その現場の、じゃあここはそういう状況だから外すという色分けもできない部分もありますので、私どもの仕事の内容からしますと、県のほうとの調整もしなければならないところはしますけれども、現状のままでやっていく必要があるのかなと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、2番のほうにまいります。地域防災計画について質問いたします。

大きくなりますけれども、地域防災計画を確立した都市を目指す考えについてお尋ねします。

平成23年の東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震と、それによる津波に加え、原子力発電所の事故に伴い、大規模な複合災害になりました。この教訓として全国的に防災意識が高まり、防災計画を立てる、または見直す自治体が多くなりました。

利根町4期基本計画、これは平成25年度から平成29年度までの5年間に明記してありますが、災害に強いまちづくりについてでございます。現在の平成25年度現時点の防災計画は、平成10年度に策定した地域防災計画によって現行制度をずっと運用していると思いま

す。そこで、1番から7番まで一括して質問いたします。

地域防災計画の見直し作業の現状でございますが、現在ほどの辺まで進んでおりますか。25年度に策定すると議会で町長が言明しております。今の時点での事務作業の状況のご説明をお願いいたします。

2番目でございますが、災害情報の伝達でございますが、町長は災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、避難行動を発令します。町の災害情報の伝達系統と手順をお尋ねします。

3番目でございますが、避難場所と避難施設の指定状況はどうなっていますか。以前に、利根町洪水ハザードマップと地震ハザードマップを全町民に配布しました。それに基づきまして避難場所と避難施設の指定状況をお尋ねします。

4番でございますが、備蓄に関する取り組みでございます。

それから、5番は学校における備蓄の状況です。

それから、防災士の養成。

それから、自主防災組織の現状と活動状況でございます。

この1番から7番まで一括して質問いたします。お答えください。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

1番目の地域防災計画の見直し作業の状況についてでございますが、地域防災計画は、利根町防災会議におきまして、現在、見直し作業を進めているところであります。11月19日に第1回の防災会議を開催いたしまして、防災計画の見直し作業のスケジュールや見直しの方向性を決定したところであります。

スケジュールでございますが、計画案に対するパブリックコメントを12月初旬から年明けの1月上旬までの1カ月行いまして、これに対する住民の方々からの意見を踏まえ、さらに防災会議で検討を加え、今年度中には見直し作業を完了させる予定となっております。

2番目の災害情報の伝達の確立はということでございますが、災害時に町からの情報を住民に伝える手段ということでご説明をいたしますと、その手段といたしましては、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、情報メールー斉配信サービス、さらにドコモ、au、ソフトバンクの3キャリアに対応したエリアメールを整備しておりますので、これらを計画の中に記載することになっております。

なお、各避難所におきましては、災害時に避難者の方が利用するための特設公衆電話を設置しております。この特設公衆電話は、NTT東日本のご協力によりまして、通常の回線よりもつながりやすい回線を使用したものでありまして、通話料も無料となっております。

3番目の避難場所、避難施設の指定状況はということでございますが、ご承知のとおり、今の計画では一時避難場所を11カ所、指定避難所を15カ所、うち1カ所を福祉避難所に指

定しております。

改正前の災害対策基本法では、避難場所及び避難所の指定などに関しまして特段の規定は設けられておりませんでした。災害対策基本法の改正によりまして、指定緊急避難場所と指定避難所という名称とともに、これらを指定するに当たり、政令で定める基準が定められたことから、防災計画では、これらを明記し、これに基づき町が避難所等を指定していくこととなります。

4番目の備蓄に関する取り組みはということでございますが、現在、被災者への支援物資といたしまして、飲料水、食料、生活必需品などを備蓄しております。

飲料水につきましては、町が保有する飲料水兼用耐震性貯水槽2基で200トンの水を確保できます。そのほか、8市町で公正する県南総合防災センターには、全部で6万5,044リットル（500ミリのペットボトルで約13万本）の水を備蓄しております。

食料につきましては、アルファ米（乾燥米）を常時1万1,000食。生活必需品といたしましては、毛布が1,300枚、簡易トイレ342台を備蓄しております。これは利根町にですね。

薬品につきましては、茨城県と茨城県医薬品卸業組合の締結する協定書によりまして、医薬品が協会において流通備蓄されております。

備蓄の根本的な考え方といたしましては、災害から3日間程度応急対応すべきものは備蓄し、ある程度日数が経過した後、さらに必要となるものにつきましては、応援物資や各事業者等との協定書締結による流通備蓄などを進めて対応していかねばならないと考えております。

続きまして、学校における備蓄の状況でございますが、現在は旧東文間小学校で備蓄品を一括管理していますので、各学校には備蓄してございません。

6番目の防災士の養成ということでございますが、防災士は各地区における自主防災組織のリーダーとして適任であると考えております。防災計画の見直しの中でも、平時における訓練や災害対策の啓発、また災害発生時には地区災害対策のリーダーとして活動をしていただけるような記載をしたいと考えております。

町といたしましても、自主防災組織の育成とともに、防災士の養成につきましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の現状と活動状況はでございますが、利根町に今、自主防災組織の数は36ございまして、地区ごとに組織をされております。自主防災組織は平成5年度から平成13年度に組織され、規約及び資機材が整えられております。

活動状況でございますが、地区によって差がございまして、各団地では活発に活動を行っているところもありますが、そのほかの地区ではほとんど活動をしていない状況もございます。

町といたしましては、現在見直しを行っている地域防災計画に基づき、特に共助の部分で自主防災組織が機能するよう、そのリーダーとなるべき防災士の養成を検討するとともに

に、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、2番でございますが、2013年の8月30日零時から、新規に国のほうでは特別警報という制度を運用しております。これから地球温暖化の影響により想定外の災害の発生するおそれがございます。ただいま町長から、町の災害に対する対策についてる説明がございました。

そこで、避難勧告と避難指示というのがありますけれども、避難勧告と避難指示というのは、住民にどのように伝達をしておりますか。ここで避難勧告と避難指示というのを具体的に、法的にどういう内容でございますが、その制度の内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） ただいま避難指示と避難勧告とどのようにということでございますが、この伝達方法につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり、防災行政無線等で伝達をするということでございます。

その避難勧告と避難指示の違いということでございますが、勧告はあくまでも住民に対して危険ですので自主避難という形になろうかと思っております。避難指示につきましては、行政からの命令ということであると思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） そこで避難勧告と避難指示ですが、命令するのは自治体の町長がやるんでしょうか。どういう判断に基づいて、町長は避難勧告、指示をするのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 避難指示等につきましては、災害対策本部の中で決定するということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 災害対策本部というのは、これはどういう内容でしょうか。その本部を設置しないと避難勧告、指示はできないのでしょうか。その点ですけれども。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 災害対策本部につきましては設置基準がございまして、災害が起きるといえるときには本部を設置いたしますので、そこで避難指示等を出すかどうかを決定するということになります。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） そうしますと、災害対策本部を設置しなければ行動はできないと、そう理解してもいいんですね。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君）　そこまで厳密ではないと思うのですが、町長が対策本部長になるわけですが、設置前に危険であると判断をすれば、それは避難指示等が出せると思います。

○議長（井原正光君）　五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君）　そうしますと、避難指示は強制権はあるのでしょうか。従う義務があるのでしょうか。それとも従わなかった場合はどうでしょうか。

○議長（井原正光君）　師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君）　避難指示でございますので強制力がありますが、特に罰則はございません。

○議長（井原正光君）　五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君）　次にまいります。それでは非常に難解な問題でございますので、難しい局面でございます。（7）でございますが、自主防災組織、これは町長の答弁ですと平成5年から平成13年にかけて、当時は37ですが、現在は36行政区でございます。

これは阪神・淡路大震災を教訓に、全国的に自主防災組織が結成されました。最初は1回だけ町のほうから補助をもらいまして、自主防災組織の結成のための資機材の購入資金の補助がございました。相当それ以来、年数がたっております。資機材のほうも消耗したし、中については経年変化がされております。

私もこれに対して、以前に消耗品の補給等について、何らかの若干の助成はどうでしょうかという質問をいたしましたけれども、町当局では1回目の補助金だけで、それ以来、補助金というのは出したようなことは記憶にございませんけれども、10年以上たっていますので、資機材の消耗品とか、あと経年変化で使えないもの、そういったものも役場で補助した以上には補助金が適正に使われて、その補助の効果が、1回だけではあられないので、特に東日本大震災以降、各地区での防災意識も高まっていますので、こういう点も含めて町当局では予算的には補助なども考えたほうがいいと思うのですが、そういうお考えはありまじょうか、お伺いします。

○議長（井原正光君）　遠山　務町長。

○町長（遠山　務君）　お答えをいたします。

今のところ、各防災組織からそのような要望は上がってきておりませんので、要望が上がってきた時点で検討したいと思っております。

○議長（井原正光君）　五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君）　これ、行政というのは要望があってもなくても、やはり住民の安心・安全ということは行政の大きな責任もあります。ですから、要望があってもなくても、区長とかそういうところに行って、防災組織の状況とか、町でせっかく補助した以上は、効果的に補助が使われると思いますけれども、要望がなくても率先して各地区を回って、36の防災組織の実態を調査する必要があると思うのですが、総務課長、そういう調

査をする考えはありませんか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 今回、防災計画の見直しの中で、その自主防災組織につきましても育成ということで、また新たに記載しているところがございますので、自主防災組織につきましては、今後この計画に沿って育成等を考えていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 総務課長、行政というのは基本計画とか基本構想、そういった分掌事務ではないんですよね。分掌事務というのは、デスクワークで役場の中でできずけれども、やはり日ごろの行政の中の範疇で各防災組織を見回って点検するくらいの考えがないと、要望がないからやらないというのでは、これは行政としての真価が問われます。

ですから、構想にあるかないかでなくて、行政区域は幾らもないですよ、ですから率先して見回ってみた方がいいと思うのですけれども、そのお考えはありましようか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 先ほど自主防災組織の中で町長が答弁した中で、活発にやっただけではない地区が、特に各団地でございますが、ございますので、そういったところはこちらからもいろいろと協力していきたい。特に旧地区等でなかなか活動がされていないような状況でございますので、その辺は区長にお願いしていきたいと。

また、議員におかれましても、ぜひ自主防災組織の活動にご協力いただきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 次に、3番でございますが、義務教育施設の整備でございます。

これは9月議会でも質問しましたので、それに関連しまして、9月議会以降の教育委員会の対応ですが、それをきょうは重点的に伺います。

児童生徒が安心・安全に生活できる学校づくりを推進するには、教育環境の整備が一番でございます。小学校、中学校の普通教室、特別教室へのエアコンの設置は急を要します。

ちょうど9月議会の前の8月ごろは熱波で毎日30度を超えるような物すごい異常気象です。今になれば冬でございますして、寒いぐらいです。今になっては教育長、あのころの熱はまだ保っていますでしょうか。すっかり引いてしまったんじゃないですか。

福田課長の答弁、せっかく議事録がありますので、これは議会が終わってからも議事録を、これは永久でございますので、議会答弁というのは相当重みがありますので、私も教育委員会の答弁の内容は重く受けとめております。福田課長の答弁を読みます。

次年度以降はまとめて普通教室、それから、特別教室として図書室、それと布川小学校、利根中学校については給食室のほうの空調機がついておりませんので、この辺もあわせて

補助金を利用して空調機の設置をしていきたいと考えております。そして、国及び県の補助事業でありますので、教育委員会としては空調機の設置の補助採択の予定についてお伺いします。

○議長（井原正光君） 福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） ただいまのは私が言ったことですので、私からお答えしたいと思います。

まず、交付金を使うに当たりましては、町の3カ年実施計画で採択されるのが大前提となります。25年、26年、27年度の3カ年実施計画のことも9月の議会で答弁したとおり、その中では採択されておりません。ので、実施計画のほうは毎年度見直しをかけますので、今年度も今、見直しをかけているところですが、その中で26年、27年、28年度という中で、このエアコンの実施設置計画をしております。

それで、交付金を受けるに当たりましては、交付金を受ける年度の前年度に施設整備計画書を文科省のほうに提出いたします。これは、今から言いますと平成26年の6月になります。その後、11月に変更申請がありまして、その時点までにある程度の金額を固めておかないといけないと。それを内定するのが27年の2月に内定と。それから、今度は学校施設環境改善交付金交付申請、これは4月に入ってからになってしまうのですけれども、それを行うと。

そういった一連の流れがありますので、去年の9月のご質問を受けた時点では、まだ3カ年実施計画のほうにもっていないという状況ですので、今年度作成している実施計画の中にはちゃんとのせてございます。それをもとに、これから交付申請をするということです。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、5番守谷貞明議員。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） こんにちは。それでは、通告順に従って質問をいたします。

私は大きく分けて、1、農業政策、2、利根町の活性化を図る基本政策、これは教育政策も含みます町の将来像についてお伺いいたします。

それでは、まず1番目の米の減反廃止案についてお伺いいたします。

皆さん、ご存じのように、農林水産省は10月31日に農業改革の骨子案を発表しました。これは先ほど質問に立った五十嵐議員が質問したことと同じなんですが、そして、11月27

日、先月の27日に最終答申案を一部修正したものを発表しました。これでほぼ日本の農政の骨格ができ上がりました。

それによりますと、大きく分けて五つありますが、まず1番目、40年間、国が都道府県ごとに設定してきた米の生産数量目標、いわゆる減反政策を廃止し、JAと農家が自由に判断して米を生産できるようにしました。

それから、2番目、その判断材料、米をつくるかつくらないかの判断材料として、国はきめ細かい需要見通し、価格予想、民間を含む在庫情報などを農家の方々に提供する。

3番目、所得補償として、減反に協力した農家に、これまでは10アール当たり1万5,000円の補助金を支給してきましたが、来年度から7,500円に減額して、これは決定しましたね。5年後には全廃、廃止する。

4番目、一方で転作奨励金については増額する方針を決めました。これまで家畜の餌用の米や麦などについては10アール当たり8万円の奨励金を支払ってきましたが、転作の収量をふやした農家には最大で奨励金を10万5,000円まで増額するという事です。

それから、5番目、また米の価格が下落した場合に備えて、収入が減った分の一部を補填する収入保険を新たに導入する。この制度の内容は現時点ではまだ不明です。

それから、もう1点は、環境保護の視点から現状維持、水田の維持等に補助金を出すということが決まっています。

こうした新しい農業政策は、つまり生産者に米と転作作物のうち、どちらをつくったほうが得なのか自主的に判断してもらい、そして農家が自主的に判断して自立した農業へと誘導する。農政の大転換を目指しているわけです。

政府自民党の幹部の談話を見ると、ほぼ5年後にはこの政策が廃止になるという公算が非常に大きいということです。ですから、利根町の基幹産業である農業については大変ドラスチックな変化が起こったわけですから、今後どのような対応策をとるのか、担当課長及び町長にそのお考えをお聞かせください。

○議長（井原正光君） 守谷貞明議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、守谷議員のご質問にお答えをいたします。

米減反廃止案に対する町の農業政策についてのご質問でございますが、先ほど五十嵐議員に答えた内容とほぼ前段は同じでございますので、35行については割愛させていただきます。

ご質問の今後の利根町の対応策でございますが、議員もご存じのとおり、一大農政転換というように報道されています。しかしながら、生産数量目標配分が民間主導になった場合の実効性や飼料用米へ転換誘導した場合の流通体制の整備、販売対策措置など、具体的に示されておりません。

米の需給調整の新たな仕組みが現場で機能するかを検証しなから、5年後を目途に、そのあり方を判断するという国の考え方ですので、今後の国の内容を注視しながら、国の政策に沿って農家に対し支援を行っていく必要があります。現段階では、来年の経営所得安定対策への参加者の状況がどのようになるか不透明であるため、平成26年度の補助体系は現行どおりにしたいと、そのように現時点では考えております。

○議長（井原正光君） 守谷貞明議員。

○5番（守谷貞明君） 町長の答弁は、今までの大体圃場整備、それから、流通ですね、今度5年間飼料米の流通の整備の仕方、それから、国がどう対応していくのか、JAがどう対応するか、全体の状況を見ながら検討していくというお答えだったと思うのですが、私は利根町の4期基本計画、これは国が農政の大転換を図る前に利根町が独自につくった基本計画ですが、4期基本計画の50ページから51ページあたりに大体書いてあるのですが、農業の現状と課題について以下のように記されています。

利根町の農家戸数は後継者不足などにより年々減少傾向にあり、平成22年度に行った2010農業センサスでは586戸、利根町の農家の数ですね、平均耕作地面積は2.24ヘクタールでした。これは5年前に同じ調査をしましたが、そのときと比べると57戸の減少となっている。また、農業就労人口のうち65歳以上の占める割合は68.8%で、平均年齢は68.5歳となっています、というふうに記されています。

つまり、平均耕作地面積が2.24ヘクタール、非常に大規模化が進まずに小規模営農の農家が多数を占めていますよと。また、この農業センサスの調査によると、平均年齢も2年後には着実に70歳を超してしまうのですね。こうした厳しい農業環境の中であって、今回の農政の大転換が行われたわけです。

農家の人は自由に米をつくれるようになりました。その一方で、当然予想されるのが米の生産量が大幅にふえるわけです。したがって、米価の下落が進むものと考えられます。つまり、小規模農家は米だけの生産では食ってはいけません。生活できないとなります。

そこで担当課長にお伺いしたいのですが、利根町はまだ米づくりを中心とした農業政策を今後も続けるのか、もしくはこれを機会に違ったことをするのか、どういう方向に転換していくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 結論から申しますと、今回、生産調整の見直し、要は見直しなんです。守谷議員がいろいろお話されたような趣旨の内容で、5年後のこの施策の定着の状況を見ながら5年後に、いわゆる民間のほうへの需給生産数量目標を5年後に移して、5年後に廃止しましょう、いわゆる廃止は国の関与が廃止されるということを言っているわけですね。ですから、生産調整そのものは残るわけです。そこがちょっと報道の中で減反廃止という言い方をしていますので、先ほどの五十嵐議員の質問にもありましたけれど

も、農家の方、あるいは新聞、マスコミ等を見た方は、誤解を招きやすい部分はそこなんです。生産調整はあります。その生産調整をやるという裏づけは、今、守谷議員がご指摘されたように、これまでの主食用米云々でなくて、飼料用米ですか、水田活用の直接支払交付金が飼料用米でアッパーで最大で10万5,000円、10アール当たり、これが基準反収でいいますと標準反収で680キロということになるわけですけれども、そんな改革が今話されましたように、先月の末ですか、今、国のほうでも詰めているところということで、ただ町長も答弁しましたけれども、詳細が伝わってきていない、これが一番農家の方、あるいは我々担当からしても一番戸惑っているところでございます。

今の方向転換ということですが、そういう部分が改正されただけで、これまでの転作の内容と実際の取り組みについてはそう変わってはいないと思います。

それと、一番大事なことは、今も話しましたが、農家の方にそういう内容が正確に伝わっていない部分、あるいは不透明な部分があるので、農家の方が今後どうしようかというような部分の、特に26年産米の取り扱いについては、国では飼料用米を誘導しますよ、ただし、その飼料用米については既に、現状を申し上げますと、利根町の場合はほとんど組合なのです。生産法人あるいは組合が取り扱っています。

その理由はと言いますと、フレコン対応なんですね。結局、紙の袋では出せない。それなりの設備がないと対応ができないということで、組合の方が主に取り扱っております。

それと、問題はフレコン対応ということでやっていますけれども、国では飼料用米の潜在需要は450万トン程度ありますよと見込んでいます。ただ、現在の生産実績は20万トンにも満たないということで、実際の国でいっている部分が果たして取り組まれるのかという部分も含めると、これまた未知数な部分がありまして、生産あるいは保管、流通等々の各段階で国のほうで詳細が示されていません。この転換が失敗となれば、やはり過剰作付にもなりますし、米価の下落にもなりますし、場合によっては耕作放棄地の増大といった悪循環も招きかねないということが言われています。

今の質問の前に、うちのほうの町の状況を申し上げますと……（「もう少し短くならないか」と呼ぶ者あり）はい、耕作面積、25年度の今の実績の状況ですけれども、1,147ヘクタールあります。そのうちの326ヘクタールが転作面積なのです。取り組んでいる内容は、飼料用米で93.7ヘクタール、加工用米で74.7ヘクタール、野菜・大豆で58.8ヘクタール、休耕等もあるんですけれども、この辺が主なものです。

では、方向転換といったときに、農家の方がどういう考えを持っているかという部分が、一番方向転換になるかと思います。

実際に取り組むのは農家の方ですので、町としてというよりも、私ども町のほうとしては農家の方の取り組みの支援以外にありませんので、その辺を農家の方の今後の取り組みをどういうふうにこの制度にのっていただけるのか、あるいはこの制度をどう理解して自分たちの農業をどうしていくのかという部分が一番の課題なのかな、そんな気がします。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 今、課長の話を知っていると、主体はあくまで農家だよと、だから農家が選択をまずすると、それについて経済課は応援していくんだという基本姿勢ですね。それから、今、利根町では93.7ヘクタールが飼料用米をつくっているということが、全体の中では非常に少ないほうだということなんでしょうね。

だけど、今回の国の農政を見ていると、飼料用米に対する補助の仕方が非常に厚いのですよ。だから、農家の人たちは米をつくって価格競争でたたかれるよりも、飼料用米をつくって高い補助金をもらったほうが得だな、これは自民党の幹部も言っています。要はどっちをつくったほうがもうかるか、農家が自主的に判断してつくればいいんだよ。最終的な問題は、今までと同じように、そこそこもうけが出るぐらいの今回の改革は、そういうことが見えないけれども、国の改革の裏にはそこそこ食べていけるぐらいの補助金は上乗せしているんだよみたいなこと、思わず自民党の幹部が本音を漏らしていましたけれども、そういうことなんでしょうね。

だけど僕は、そういうのは現実的にどっちがもうかるか、飼料用米か米かということではなくて、これを機会に、逆に言えば、利根町の農政を変えたらいいんじゃないですか。これがチャンスでしょうと僕は思っているんです。

なぜかという前に、先ほども言いましたけれども、平均年齢が現在で68.5歳ということは、2年後には間違いなく70歳を超えているわけでしょう。70歳を超えとなると、まず一番急がれる喫緊の課題というのは担い手後継者の育成、これがすごく重要になってきますよね。それがきちんと対応策がとられないと何が起こるか、耕作放棄地、休耕田、こういうものがどんどんふえてきてしまう。これらはこれから先、年を追うごとにそういう可能性がどんどんふえてくるんですが、ここについて、まず担当課長、どうお考えですか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 確かに以前も五十嵐議員でしたか、それと同じような質問がありましてお答えしましたけれども、ただ68.5歳というのは、確かに年齢は上がっていますけれども、これは農家の従事者ではなくて世帯平均年齢だったかと思います。対して変わらないと言えば変わらないのですけれども、そういう中で今、守谷議員が言いましたように、国のほうの指導といいますか、国のほうの考え方は確かに守谷議員が言われたような考え方で私たちもとらえているのは事実なんですけど、そうは言っても現実に、今回もこの見直しが出ましてアンケートをとって見たのですけれども、何名かのアンケートをやってくださいという県からの急な要望があったものですから、やったわけですけれども、その中でやめるといふ方はいないんですね。

その背景には、以前から言われていますように、とりあえず投資はしてあるということも含め、あるいは土地があるということも含め、あるいは自分の体が続く限りはやりたいということで、守谷議員が言うように、要はもうかる農業ではないですけれども、所得を

上げるといふ部分では、特にうちの方の比較的耕作面積の少ない農家の中では、今後どうなるかわかりませんが、国の政策にのった農業をやるといふのが一番、イコール所得を上げると、需要のあるものをつくって所得を上げるといふところに行かざるを得ないのかなと、そういう感じを持っております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 僕は多くの小規模農家は飼料米のほうを選ぶと、高い補助金を選ぶだろうと思います。

今の矢口経済課長の答弁は、私の質問には余り答えていなかった。担い手育成、後継者、ここは非常に重要ですね。もうからないと担い手も後継者も出てこない。農業が産業として強い農業、もうかる農業にならない限り、私、跡を継ぎますという人はほとんどいません。これが日本の農業の現実なんです。

どうするのか、要はもうかる農業にすればいいですよ。米では食っていけない。だから親の背中を見ている子供たちは農家を継がないのですよ。家業としての農業が廃れていくのは、そこにもうからないからがある。もうからないけれども、食っていける、それは補助金で何とか生活はできている、これが今までの60年間続いてきた日本の農政、農業をだめにしちゃったんですね。だから、私は今ここがチャンスだろうと思っている。

私は以前から、利根町は何もこんなに競争相手が多い米づくりだけに頼らなくなっていんじゃないのと思います。ずっと思っていました。現実に米以外で食っている地域はいっぱいありますよ。数え上げたらきりが無いぐらい、例えば群馬県の嬬恋村の高原キャベツ、ここは半年間で1年分を稼いでしまって、後の半年は寝て暮らしているんですね。平均的な収入は2,000万円ぐらい取っています。

最近では、僕が調べて驚いたのが長野県八ヶ岳山麓にあるペンションで有名な原村、これは5月から11月の半年間、セロリをつくっているんですよ。僕もこの辺でセロリ買う。イトーヨーカ堂へ行ったり、ヤオコーとかいろいろなスーパーに行くんです。セロリを買うとほとんど原産地は長野県原村と書いてあるんです。なぜか、5月から11月まで全国生産の8割が原村なんですね。一株を半分に割って298円、ちょっと細かいですけども、随分高いなと思いつつ買うのですけれども、半分で298円だから、一株だと約600円近くしてしまうんですよ。このぐらいのセロリで、随分高い商品なんです。

じゃあ11月から5月まではどこがやっているか。静岡県の浜松市、天竜川の西岸にビニールハウスがだつと、ここが冬場、秋から冬の全国生産量の8割、この農家の人たちは何と半年間で1年分を稼いでしまふのです。あとの半年はビニールハウスの土壌を整備したり、次に植えるときの準備を、そういうことをやっているんです。それで年収が二、三千万円、最低でも千四、五百万円取っている。こんなに恵まれているんです。なぜか、高付加価値のものをつくっているんですよ。

さつき町長も言うておりました。利根町の農業も今後転換していく。高付加価値の農産

物をつくりたい。私は長野県の原村と静岡県浜松市の二つが、利根町が新しく農業転換をするときのヒントじゃないのかなと思っているんです。

それ以外にも、例えば今いろいろインターネットで調べてみると、新しい野菜などあるんです。ルバーブ、これも長野県の富士見町いうところでやっていて、これも高収益を上げています。デパートで大体三千五、六百円、このぐらいの一束ですけれども三千五、六百円で売っている。高いんですね。

それから、今、首都圏で数がなくて困っている野菜があるんですね。それはイタリアンパセリ。皆さん、パセリというと縮れた日本のパセリを思い出しますね。そうではないんですよ、イタリアンパセリというのはこういう葉が、野菜と同じような形の葉っぱなんですね。ところが、これつくっているところがほとんどないんですよ。それで、イタリア、フランス、外国ではサラダには必ず必需品で大量に使う。日本のそういう西洋の料理店でもイタリアンパセリが少なくて困っている。だから、利根町でもつくればいいんです。よそがつくらない、競争相手がいないで高いものをつくる。これが非常に利益を上げる一番有効な手段。

そういうさまざまな新しい農産物、高付加価値のものがあるので、これは経済課、JA、みんな一緒になって知恵を出し合っているいろいろなアンテナ張ってリサーチしたらどうですか。

僕がさっき言ったものに耕作放棄地をどうしたらいいのと、これからふえていく。そういうときに、僕らは今何人かで実験をやっています。それは耕作放棄地、山野、畑でなくて茫々になった山の状態、あれを多少耕してある特定の植物を植えると、それがすごい高収益につながる植物があるんです。今その実験をやって植えています。これは何人かの仲間で行っているんですけれども、非常に高く売れるんです。高く売れるということが非常に重要、もうかる農業をするためには高く売れるもの、そういうものをぜひ経済課の方々が中心となって開発したらどうですか。

知恵は国や県の農業専門家、それから、大学の研究者、そういう人のところに行って、頭を下げてお願いする、もしくはインターネットで成功している事例を探して、そういうところに視察に行く、そのぐらいの積極的な行動力をぜひ持っていただきたい。

日本には農業の専門家がいっぱいいるんですよ。優秀な人が。そういう人たちの知恵も借りましょうよ。この際、あらゆることを総動員して農業の活性化、強い農業をつくるための努力をしていただきたいのですが、その辺についていかがお考えですか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 守谷議員のおっしゃることはごもっともなところもございますが、私ども担当していて一番難しいなと思うのは、今、長野県であるとか群馬県であるとか、主となっている産地の代表的な市町村であるとか、あるいは栽培しているもの、いわゆる高付加価値化も含めた話がありましたけれども、リサーチもある意味できますし、県の情報あるいは国の情報は当然入ってきますけれども、それをやらないというのではな

いのですけれども、町では施策とかそういうのはできませんから、それを仮に導入あるいは呼び込んできても、実際に取り組むのは農家の方なので、その農家の方がいかに取り組むかというところが一番難しい部分かなと。

よく政策がないとかビジョンがないとか言われてしまいますけれども、基本的には私どもは、その取り組む人がいればそれに向かって当然支援もしますし、応援もしますけれども、実際に取り組む方がいなければ支援もできませんし、応援もできません。そこが一番今、問題になっているところといたしますか、私どもがちょっと歯がゆいかなと思っているところなんです。

仮に支援ををするとしても、予算に計上したりして国の制度であるとか、あるいは茨城県の制度であるとか、そういう実際のメニューを使っただけの支援が一番基本になってしまいますので、実際に担い手じゃないですけども、そういう方をどれだけ発掘できるかというのが課題でやっていただけたらというのが、今一番の課題かなと思っております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） よくわかりました。

矢口経済課長の言っていることも一理はあるとは思いますが、それは今までの農業だったらいいでしょう。しかし、これだけTPPだとか、農業の大転換、農政の大転換が図られているときに、同じようなスタンス、同じような考え方、非常に消極的ですよ。農家が主体で農家がやるんだったら我々は後ろからバックアップしますよという姿勢ですね。僕に言わせると逆ですね。

農家の方々に、もう時代は変わったよと、こういうものをやったらどうか、こういう考え方に変えたらどうだと、もっともうかる農業にしようよと、ビジネスにしようよとリーダーシップをとるのはあなた方なんです。あなた方が農家の後ろから背中を押すじゃなくて、俺について来い、俺について来ればもうかる農業にしてあげるよと、そのぐらいの気概を持って、逆に言えば成功しているところはほとんどがそうなんです。いいですか、農政課の連中が市場リサーチをやって、あちこち行って調べて、調査して、県や国の応援団を招いてきて、いろいろな専門家を連れてきてやって、そして成功しているんです。

浜松市だってセロリ、そうです、全部そうです。あれも専門家をあちこち、それから、アメリカまで研修に行っているんです。浜松市はアメリカの原種を持ってきているんです。そういうことまで市がやっているの。

いいですか、農家が中心にやったんじゃないんです。あなた方、逆なんだよ、考え方。あなた方が中心になって農家を、強い農業、もうかる農業へ引っ張っていく、そのためにはあなた方がうんと勉強しなきゃいけない、うんとアンテナ張って、情報集めて、ぜひそういうふうに変わっていただきたい。いかがなものですか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） まさに新聞報道ではありませんけれども、一大転換というこ

とも言われていますけれども、そういう面では私どももできるだけことはやりたいと思っておりますので、参考にさせていただけるところは参考にさせていただきたいと思いません。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） それでは、経済課がもっと積極的に利根町の農業を指導していくことを期待して次の質問に移ります。

利根町の活性化とその基本政策について。

40年前、利根町は首都近郊の町として大型の宅地開発が進み、多くの新住民が移住してきました。一時は2万人を超す人口になりました。私もその一人です。

しかし、現在は少子高齢化の波が押し寄せ、人口は1万7,000人台に減少、高齢化率は高くなる一方で、生産労働人口の伸び率は、多少ふえたとはいえ、高齢化率を相殺するには至っていません。その結果、住民税は毎年下がって、昨年はほぼ5,000万円の減収となっています。

また、今議論していた基幹産業の農業も、来年度以降は大変厳しい状況となり、大幅な税収は望めません。さらに企業誘致も利根町の現状、つまりきのうもこの議論をしていましたね。市街化調整区域がほとんどを占める利根町、幹線道路ネットワーク、それから、企業活動に使えるような広大な土地、工業用水等が不十分な環境では企業誘致はほぼ望み薄だと僕は思っています。

こうした状況の中で、町長及び幹部職員の皆様、そして職員の方々が日夜一生懸命頑張っておられるのは重々存じていますが、しかし、ことし予算編成の細部を見ると、まだまだ甘い部分が幾らか見られます。これからは、国も利根町もいや応なく縮小社会、具体的に言うと人口減少ですね、縮小社会に向かっていきます。そこで大事なことは、これまでと同じ事業や住民サービスを今後も続けていくのか、これまでと同じようにやっていいのか、慎重に、そして大胆に見直すことが避けられないときがもう間もなくやってまいります。

こうした大変厳しい現状を打破するためには、中長期、5年先、10年先を見据えた基本政策の策定が重要になります。住民が安心して暮らせる町、元気で活性化した町を実現するためにどのような今後の基本政策を考えておられるのか、具体的にお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

元気で活性化した町を実現するために、どのような基本施策を考えているかということですが、守谷議員もご承知のとおり、第4次利根町総合振興計画4期基本計画を本年3月に町民の皆様のご協力をいただきながら策定したところでございます。この基本計画は次の五つの基本方針を示しています。

1番目として安全で快適な住みよいまちづくり、2番目としまして安心して暮らせる人

に優しいまちづくり、3番目として豊かな心と創造性あふれるまちづくり、4番目として活力に満ちた人の触れ合うまちづくり、5番目として町民による明るいまちづくり、この基本計画は基本方針を支える基本施策及び基本事業という体系になっております。

また、各施策における指標の設定を行いました。これは、平成23年度の現状値と平成29年度の目標値を比較することにより、町が取り組む方向性を示すことがねらいとなります。

そして、町民と行政が、それぞれの役割分担を意識しながら、協働のまちづくりを推進していくために、それぞれの役割を明示させていただきました。

今後は、この4期基本計画に沿って、誰もが安心して生活できる元気なまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、財政状況は単年度の歳入をもっても歳出総額を賄うことができず、財政調整基金やその他特定目的基金の取り崩しに頼らざるを得ない厳しい状況であります。

歳入においては、自主財源である町税は、退職者の増加に伴い個人町民税が下がっていると。議員ご指摘のとおりでございます。そして、地価公示の下落による固定資産税の減収が見込まれております。

歳出においては、高齢化に伴う医療や介護など、社会保障費の増加や障害者福祉サービス費の増加に伴う扶助費の増加などが、歳出増加の大きな要因となっております。

一方、職員定員の適正化による人件費の削減や公債費や物件費を中心とした経常経費の削減に一層取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

このようなことから、前々から申し上げているとおり、効率的な行政運営と財政の健全化のため、最少の経費で最大の効果を上げるために事業実施の際には、再度、事業内容の精査を行い取り組むことを徹底しているところでございます。

また、現在、国では社会保障制度改革に取り組んでおります。具体的には、年金、医療、介護及び生活保護などの制度について検討していると聞いております。

これらは町民の皆様の生活に直結するもので、町の施策実施にも影響をしますもので、その動向を見守っていききたいと考えております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） これは、きのうの白旗議員の質問に町長が答えていましたね。4期基本計画の1から5の基本政策、これは言ってみれば願望を込めたイメージが5項目並べられているわけで、具体的な政策ではないのですよ。僕が言っているのは具体的な政策が大事だなと思っているんです。

イメージ論争をしている暇も余裕もない、大分残された時間は少ないんじゃないかなと、思っているんですね。だから、利根町はもっともっと根本的な財政というか、まちづくりの基本を、骨太の基本を立てて、それを早目に実行していかなければいけないんじゃないかと思っているんです。

なぜならばと言いますと、利根町の財政、今町長が認めましたけれども、誰もが認めるように大変厳しい状況にあります。私は四つあると思うのです。

一つ、毎年少しずつながら人口が減っているんです。次、２番目、高齢化が進んでいます。これは着実に進んでいます。三つ目、高齢化に伴って住民税が毎年減っていきます。去年は約5,000万円、来年度も減るでしょう。これまでのところだと、これは三重苦ですね、ところがこれに少子化が進行すると子供たちがどんどん減ってくる。こうなると四重苦になってしまいますね。だから、これを考えると本当に悲観的になってしまうのですが、こうした状況を打開することが利根町の喫緊の課題です。

私はずっと、これどうしたらいいんだろうと考えていました。何年も前から考えて、何回か提案したことがあります。利根町の活性化のキーとなる政策は、この四重苦を克服する要素を満たしていなければならないのです。当然です。町長はこの問題で日夜苦労されていると思うのですが、この四重苦を克服するのにどうしたらいいか、簡単に教えてください。どんなことを考えたらよろしいのか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それは13年に、高齢化が進むのはわかっていたから、13年にフリフリグッパ一等を浅田教授ご指導のもと導入にして、高齢化社会を迎える上で住民の健康増進、要するに元気老人をつくらうということで、平成17年には当時の県立医療大学の院長をされていた、今健康プラザ館の館長をなされている太田仁史先生のご指導のもと、シルバーリハビリ体操、冒頭の施政方針でも申し上げましたけれども、1万3,000人を延べ人数を超えたということで、それだけではないのですけれども、そういうことを展開しているということで、非常に利根町は介護保険の認定率が低いということでございます。

それと、国民健康保険、十二、三年前から比べると去年の決算で25億円を超えました。当時から思うと約倍、それでも茨城県では一般会計からのルール分以上の持ち出しはないと。これは44市町村で利根町だけなんですけれども、去年までは茨城町と利根町、ところが茨城町も一般会計からの一定分以内でおさまらなくなって、そしてことしは一定分以上のものを出しているということで、利根町が一定分だけの率でおさまっているということで、こういうものを含めて高齢化社会に向けて元気老人をつくるというのが、そういう財政負担を少なくするための一つの大きな事業であろうと考えておりますし、また、少子化においては、経済人口も利根町外から来ていただくためにも必要だと、要するに活性化を図るためには経済人口、経済人口の方は小さい子供がいるということで、第2子、第3子に対する補助金、第2子50万円、第3子以降には100万円、それと中学3年生までのマル福の無料化ということも行っておりますし、空き家バンク事業も徐々に成果があらわれてきておるといところでございます。

また、財源確保においては、ウェルネススポーツ大学を誘致したり、町有地6ヘクタールにメガソーラー、今の計画では、計画どおりに来年1月の稼働竣工式の日取りも決まり

ましたけれども、後で議員にもご出席の招待状が行くと思うのですけれども、そういうものを財収にするためにいろいろ展開しているところでございます。

それで、日本ウェルネススポーツ大学も270人を超えましたので、これからも、まだまだ展開している事業はあるのですけれども、具体的に申しますと、そういうものも含めていろいろな事業を展開して何とか活性化をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 町長が今いみじくも答えた中に、私は正解が一つあったなと思っているんですね。それは、外部からの若い子育て世代を利根町に移り住んでもらう。

僕は前からずっと思っていたの。これしか答えはない。この四重苦を克服する最大のキーは、外部から子育て世代の方々を大量に、まず年間100人とか200人、5年間かけて1,000人ぐらいふやすんだと、具体的な目標を掲げることが第1、キーはこの子育て世代をどれだけ多く利根町に呼び込めるかなんですね。そうすると、この四重苦のうちのほとんどに明るい兆しが出てくる。

人口減少がストップします。歯どめになります。高齢化率も緩和される、それから、住民税は上がる、増収になるんですね。少子化率も緩和される。だから四重苦のうち、全てにかかわってくるのが子育て世代を誘致することなんです。

さっき町長がおっしゃっていましたように、町長は子育て支援を積極的に行ってきました。県下一の子育て環境をつくる。第2子50万円、今おっしゃいましたね。第3子以降100万円、さらに今後は新しく第3子の学校給食無料化、こういう子育て政策、非常にいいことですね。だけど、これだけではだめなんです。これプラス、利根町の優良な居住環境を首都圏の子育て世代に知らせる。これセットですよ。

町長が行っている子育て支援、それから、利根町の優良な住居環境、緑豊かで光と水にあふれた自然に囲まれ、庭つきの一戸建ての価格は首都圏の、場合によっては3分の1から半分以下ですよ。また、借家の家賃も非常に安い。ただし、お父ちゃんとお兄ちゃん大変ですよ、通勤、通学、今でより時間かかるよ、1時間半ぐらいかかりますよ、それ覚悟してください。だけど、物すごく恵まれた居住環境の中で、自然の中で伸び伸びと子育てができますよ、こういう宣伝を首都圏の子育て世代に知らせることが大事なんです。この辺の近隣に教えてもしようがないのです。大事なことは、首都圏で高い家賃、劣悪な自然環境の中で子育てしている子育て世代の方々に、利根町のこの優良な住居環境、安い、自然が豊か、そして町長が進めている子育て支援、これをセットで、車の両輪じゃないけれども、これをセットで宣伝することなんです。

いいことはどんどん宣伝してくださいよ。これだけではもうちょっと足りない。もう一つプラスすることがある。それにプラスするのは2番目の政策としては、これは教育長、よく聞いてください。子育て誘致の世代って非常に教育に関心が高いのです。だから、利根町の教育の充実を図るんです。そこで、僕がこの間からずっと言っています。小中学校

の子供たちの学力を県内の上位トップクラスにしましょうよ、まず最初の5年間で30位、ベストサーティ、あと5年間でベストテンぐらいを目指す、そういう努力をぜひしていただきたい。

子育て環境だけではなくて、教育環境も非常に子育てする人たちの関心が高いテーマなんです。利根町の豊かな自然、それから、子育て支援、お金をくれるんです。50万円、100万円をもらえる。そして利根町の学校へ行けばレベルが非常に高い。そして子供たちの学力も上がる。この3拍子がそろった町にすることが、僕は大事だなと。そうすれば、この利根町の四重苦は解消されると、僕は固く信じています。

これをあらゆる宣伝のツール、チャンネルを使って首都圏の子育て世代に発信しなければいけないです。今発信していないのですよ。いいことやっても発信しなければ何の意味もない。何で発信しないのですか。

大変重要なことは、多くの子育て世代の首都圏の方々に知ってもらう。これは秋山企画財政課長にも何回か言っているんです。一番影響力のあるアイテムは何だと思いますか。インターネットもあるけれども、まだ定期購読している月刊誌、週刊誌っていろいろあるんですよ。情報誌いっぱいありますよ。「HOUSING」、住宅関連の「Chintai」とか、そういうものに定期的に利根町、見開きページの利根町の写真をどんと、豊かな自然の写真を、利根町はこんな環境でこういうところですよ。通勤には約1時間半はかかるけれども、価格はこんなに安い、ぜひ皆さん、利根町で子育てしてください、教育レベルも今ベストテンを目指しているんだと、頑張っているんだという宣伝をどんどん出したらいかがですか。いいことは宣伝する。

子育て世代の方々に利根町に来て住んでもらう。これが四重苦解消のキーだと思いますが、あともう一つ3番目があるんですが、しかしこの二つについてお考えをお伺いしたいと思います。町長と教育長にそれぞれお考えをお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 一つ目のPR、今はそんなに日本全国的にはやっておりませんが、それはやっております。それで、空き家バンク事業、これ房総のほうから、それを見て引っ越してきた方もいらっしゃいます……（「写真を出す」と呼ぶ者あり）それはこれから検討したいと思いますが、もう一つ、今よく少子高齢化、これ一緒に論じられますけれども、少子化と高齢化というのはまた別物ですから、今守谷議員がおっしゃるとおり、高齢化は避けて通れませんから、少子化は町外から来ていただくことによって少子化をある程度防げる、また、子育て環境をよくすることによって、女性の方が赤ちゃんを産んで育てる環境をよくすることによって、女性の方の不安を和らげる、また経済状況の負担も和らげてあげるといってもありますから、そういう点で大変少子化というのは難しい日本全国的な問題でありまして、それにしても利根町は出生率が非常に低いというのが現実であります。だから空き家バンク事業、いろいろな施策を展開して、町外

から経済人口プラスアルファその人たちの子供に来てもらおうということで、いろいろな施策を展開している。今おっしゃったように26年度からは第3子以降に対する給食費の無料化、これはばらまきだと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、ばらまきのためにやっているわけではございませんので、教育に関しては教育長のほうから答弁させます。

○5番（守谷貞明君） 時間がないので手身近に。

○議長（井原正光君） 教育委員会からについては通告されておりませんので、町長の方だけ通告されております。

○5番（守谷貞明君） 括弧書きで教育政策も含むと一番頭に書いてありますので、予告してあります。

○議長（井原正光君） 通告されておりません。

○5番（守谷貞明君） 書いてあるじゃないか。

○議長（井原正光君） 町の活性化とその基本政策については、町長のみです。

○5番（守谷貞明君） 一番頭に書いてあるよ。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 僕は通告してここに一番頭に書いてあるんだけど、これじゃあ抜かしちゃったのかな、括弧書きを。

私は提出した通告書には括弧書きで教育政策も含むと入れてあったんだけど、書いていないのかな……書いていないね、これだめだね、勝手にカットされちゃったんだ、どうもこういうのは問題だよ。

○6番（坂本啓次君） 何が問題だ。

○5番（守谷貞明君） 書いてあるんだ、僕はちゃんとこれを出しているんだ。僕はちゃんとこれは入れて出しているんだ。

○議長（井原正光君） 私語は慎んでください。

○5番（守谷貞明君） それでは次にいきます。三つ目の政策が農業問題なのですね。やはり利根町、今言った二つのことと最後にやるべきことは農業政策の抜本的な改革、高付加価値の農産物を利根町ブランドとして全国に発信する。そのぐらいのことをやっていただきたい。そうすることによって、これは町の活性化に大いに役立つんです。ですから、それをぜひやっていただきたい。

農業の抜本的な改革に必要なのは6次産業的な役割を、農産物を純粹に売るのではなくて、加工から流通、販売までを一貫してやるような、そういう形にぜひしていただきたい。お答えをお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 守谷議員ご指摘の俗にいう6次産業化ということでございますが、先ほど矢口経済課長のほうからもありましたように、6次産業化を進めるも大事でございますが、いかにもうかる農業、それでいかに後継者をつくるかというほうが、今一番の課

題でございますので、いずれにしましても農業問題に対しましても、今後もうかる農業、要するに若者が後継者となれるような農業、いろいろな問題で町としてはやる気のある農家には応援しようという姿勢は変わりませんので、その姿勢はいつまでも変わりませんので、ただやる気のある農家の方が出てきてくれないというのが、先ほど矢口経済課長が言った今の歯がゆい現状だと。そのような姿勢で進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 守谷貞明議員の質問が終わりました。  
暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 6 分休憩

---

午後 3 時 3 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
6 番通告者、3 番花嶋美清雄議員。

〔3 番花嶋美清雄君登壇〕

○3 番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。6 番通告、3 番花嶋美清雄です。いつも傍聴に足をお運びくださり、まことにありがとうございます。通告に従いまして一般質問をします。

今回の一般質問は利根町地域防災計画、定期人事異動方針、薬物乱用防止教室の推進、構造改革特区制度の活用、A E D（自動体外式除細動器）の活用方法について五つの質問をします。

まず初めに、一つ目の質問をいたします。利根町地域防災計画について。

東日本大震災から今日までも、平成24年5月のつくば市の竜巻、台風18号の京都市、台風26号の伊豆大島、台風30号のフィリピン、水害、土砂災害が発生しています。3・11の震災のときに飲み水の供給をさせていただいた京都市には心より感謝しています。ありがとうございました。9月の定例会修了後、京都に行くのは今でしょという感じで、翌日のお昼には京都に着き、桂川、嵐山の現状を視察しました。

また、町も倍返しというまではいかないまでも、京都市にお見舞金を送っています。

町が職員、またボランティアを募り京都市に派遣できることになればいいと思いました。もちろん今も東北の支援は仲間とじえじえじえと言いながら岩手のシイタケ、宮城のホタテ、カキ、ワカメなどの海産物の販売もしております。

3・11は忘れません。あの日私はつくば市のメディカルセンターにいました。1回目の大地震が起こりました。病院は停電しエレベーターはドアがあいたまま、エレベーターの乗るところに箱はありませんでした。壁は亀裂が走り、二回目の大地震のときは、筑波大学病院にいました。玄関ホールも外も、入院されている方と患者さんでいっぱいでした。非常用電気はつきましたが、診察や検査などできる状態ではありませんでした。

それから、心配していた石岡市にいる父を見に行きました。家のほうは瓦が1階、2階

とも落ちていましたけれども、その帰り、利根町に帰る途中の状況は、皆さんご承知のとおりです。帰り道、龍ヶ崎市のスーパーで水とロウソクを買いました。龍ヶ崎市の知り合いや利根町を回り、老人施設、セブンイレブンでもロウソクを配りました。本当にみんな大変な状況でした。

町はこのような大災害から町民を守るために、利根町地域防災計画はどのように進めているのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

大震災や竜巻、台風、水害の被害から町民を守るために利根町地域防災計画はどのように進めているのかということですが、11月19日に行われました利根町防災会議で、町防災計画修正の方向性を承認いただきました。

その方向性の一部をご紹介しますと、地震においては東日本大震災、また、風水害に関しては近年のゲリラ豪雨、竜巻、大型台風がもたらす、これまで経験したことのないような災害への対応が急務であることから、国においては、これらの災害に対応するため、災害対策基本法の改正を行うほか、避難行動要支援者や避難所における生活環境の確保などの取り組み指針を示しているところである。利根町防災会議は、これらの状況を踏まえ、本計画見直しに当たり、その方向性を、平時においては災害教訓を伝承し、また、防災教育を進めていくこと。また、災害発生時の対応としては、その初動、応急、復興、さらに要配慮者への対応、被災者保護対策に至るまで、より現実的かつ実効性のある計画とすることとする、といたしました。

現在、この方向性に従い計画案を作成しているところであります。今後は、この案に対するパブリックコメントを実施し、住民の方々からのご意見を伺っていくことになっております。パブリックコメント実施後は、皆様からのご意見をもとに計画案を検討し、年度内には防災会議で決定したいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 大変よくわかりました。

それでは、ライフラインとして、その中で水道、電気、ガス、電話、またインターネット、幹線道路の確保はどのように話し合われているかお伺いします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） どのようにライフラインの復興について話し合われているかということですが、特に話し合いということはありませんが、この地域防災計画を作成する防災会議に、ライフラインの復興については、こういった方々が、事業者が

入っております。基本的には災害発生時には速やかに復興するという事で各事業所等は確認しているところでございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりました。

それでは、その関連としてお隣の龍ヶ崎市、河内町と災害協定を結んでいると聞いております。利根町はどこかの市町村と災害協定などを結ぶお考えはあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 災害協定でございますが、県内市町村は全て協定を結んでございます。

それから、いろいろあるんですが、現在、その市町村を含めまして13の事業所と協定を結んでおります。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よく認識しました。ありがとうございます。

最近、地震の発生もふえております。町民の安心・安全に暮らせる防災計画をよろしくお願ひします。

続きまして、次の質問に移ります。2番、定期人事異動方針について。

人事取扱要領を抜粋させていただきます。「管理職への登用ということで、経験豊富で成績優秀、健康な者で次の基準を満たした者のうち、候補者を定め、面接及び筆記試験を行った上、総合的に判断し登用する。」そのように書いてあるものをいただきました。

教職員の人材起用には、子供たちの未来がかかっています。優秀な人材（先生）を利根町に呼ぶために、町や教育委員会はどのような方針があるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤孝生教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、教職員の定期人事異動の方針についてお答えいたします。

教育は人なりと言いますけれども、人事配置はとても重要であります。また、教職員にとりましても、異動は最大の研修と言われまして、教職員の資質の向上、それから、教育の活性化のためにも非常に大切なことであると考えております。

人事異動につきましては、各市町村教育委員会の内申によって県教育委員会が行うこととなります。そこで、市町村教育委員会の異動の方針は、県教育委員会の方針と同じになります。

大きな人事異動の方針については、特に三つほどございます。一つ目は、人材の起用の際には平素の勤務実績を考慮し、適材を適所に配置するというのが一つでございます。二つ目は、新規採用の際には広く人材を求め、厳正な選考により優秀な人材の確保に努める。三つ目は、配置がえは広域にわたって適正に行う。以上のような方針のもとに、全県の視野にわたって行われております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりましたが、また4月から新しい年度が始まりますが、利根町教育委員会に来たいという先生の層というか、どういう人材が今集まっていて、どういうふうを選定するのか、教育委員長とか教育課長とか、教育委員会委員長とか話し合われていると思うのですけれども、どういう会議で進めておりますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、人事異動の事務の手順についてお話ししながら、現在どのような人が出ているかということもお話していきたいと思います。

実は人事異動については、まず現在、学校長による異動の有無を各職員から聞くことになっております。聞いています。それで人的配置の特に希望のところは、特に四つの教育委員会にわたって希望を聞いております。そういった学校長の意見を集約して、私の方で学校長との面接を実施いたします。現在はそれが済んだところでございます。

これから、私と県南教育事務所の管理主事との間に、県との間に面談を実施しまして、利根町としての調書を県のほうに提出しまして、それで来年の1月の初旬に他市町村の調書等が送付されてくるようになっております。

そこから他市町村教育長との個別の面談を実施いたします。それから教育長と面談をしながら県南教育事務所の管理主事とその人事の事務を行いまして、最後に利根町の人事関係を集約しまして県へ内申ということになります。

内申が示されて、今度は教育委員会を開催しまして、これは地教行法第38条に従って教育委員会内で内申しまして、そして3月に県教育委員会より辞令が示されて本人に通知という状況になっております。

というようなことで、まだ他市町村については、どのような人が来ているかというのはまだはっきりはわかりませんが、ただ、内々では大体取手市にはこういう人物がいるとか、龍ヶ崎市、この近辺は私なりには把握しているつもりでございますが、詳しい調書が、特に免許証の所有とか、それから、どういうところを歴任したかとか、それから、希望がどこの教育委員会が希望されているか、それから、小学校、中学校の経験があったか、それから、異動の理由は何だ、異動先で自分で力を発揮したい事項、本人の申し出とか、それから、人物、生活、勤務状況、それから、どんな研究をやってきたか、また指導可能な部活動、また家庭状況もどのような家庭状況であるか、そして健康はどうか、あと特技が何かあるか、また特記事項で小学校を希望するのか、中学校を希望するのか、通勤時間は自家用車の通勤はできるのかどうか、全てを把握して、そこからほかの教育委員会を通してお互い交換し合うという作業になっていきます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりました。

調書と言っていました、利根町の売りというのも教えていただきたいのですけれども、

もちろん中学校一つと小学校三つでまとまっている学校だと思いますが、売りの長所というのが何点かあればお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 利根町の売りということで、実際本当にありがたいことなんです。利根町を希望する職員、大変多くあります。なぜかお隣の教育委員はちょっと、どことは言えませんが、ちょっと少ないかなということですね。やはり一つは、いろいろな原因がありますけれども、温かい町民のそういった雰囲気があるんですかね、そういうものとか、また何と言っても温かい給食、これが、給食で来る人はいないと思いますけれども、とにかくいいところだということで希望される方がたくさんおります。これは本当に事実です。

ただその中で人数が限られていますから、非常にこの人が採りたい、あの人も採りたいという気持ちはあるんですけれども、何しろそこが定数で決められていますので、そこがあかないわけには採れないわけでごさいます、本当にそういう点では惜しい人物もたくさんおりますけれども、とにかく今は本当に利根町を希望される先生方が多くて、私としては人事はしやすいかなと思っています。

ただ一人一任の、例えば中学校の技術・家庭の先生などというのは1人しかいませんので、そういう方はなかなか自分の希望と異動先というものは決まりません。これは1対1の交換ということよりも、取手市、つくば市とか牛久市、その近辺を回してこちらへ来ていただくということで、職員によっては本当に3年越しでやっとこ入っていただいたということもあります。

既に頭の中では人事のほうは基本的には定まっております、現在、具体的な事務を進めていこうかなと思っている状況でございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりました。

よい人材が利根町教育委員会を選んでもいただけるよう、環境のよいまちづくりと学校づくり、あと、早く全教室冷暖房完備がそろえばいいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次の質問に移ります。薬物乱用防止教室の推進について。

公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの機能と役割を引用させていただきます。

薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、二つ理由があります。

一つは、薬物を乱用すると私たちの脳の中樞神経を侵し脳を破壊してしまう。侵された脳はどんな治療を受けても決してもとの状態には戻りません。その弊害は一生ついてまわります。二つ目は、一旦薬物乱用を始めると自分の意志ではやめられない特徴があります。これを依存症といいます。

これを踏まえて、薬物乱用教室防止教室を実施して、子供たちの未来を、地域社会とともに保障するなどの取り組みをする考えはあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 薬物乱用防止教室の推進につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、小中学校における薬物乱用等に関する指導についてお答えしたいと思います。

小学校5、6年の「新しい保健」という教科書がございます。その中で、特に6年生の保健の授業で喫煙の害と健康、飲酒の害と健康、薬物乱用の害と健康について、約4時間ほど学習させております。特に薬物乱用の害につきましては養護教諭がおりますので、養護教諭と担任のティームティーチングによりまして、具体的な教具を使用して授業を実施しております。

授業が基本ですが、またそれ以外でも学校では学級活動とか総合的な学習の時間という時間がございます。そのような時間を使いまして、茨城県の警察が持っておりますフレンド号という広報車がございます。そのフレンド号という広報車をお願いしまして、6年生児童と保護者を対象に、薬物乱用防止教室ということも行っております。

また、この教室は女性警察官による指導、それから、フレンド号の中にあるパネル等を使ったり、また、ロールプレイングといった役割演技みたいな形で、そういったロールプレイング等によって疑似体験を通して薬物乱用の恐ろしさを学ばせております。

また、中学校におきましても、中学校の保健体育の授業がございまして、その授業の中でも薬物乱用の害と健康ということで具体的に教えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりました。

これ中学生全体での講習というのは、依頼みたいのは来ておりますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 中学生については、この分野での全体的な依頼というものは特にございませませんが、今後は必要があれば、そういうことも取り入れていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。薬物を乱用しないためには、一人一人が何をすればいいか、自分に関係ないと思わない。誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。友達や家族を大切に一人でも悩まない。何でも相談できること。それが大事だと思います。

子供たちが薬物やたばこの縁のない社会、健康な生活を送れるように、私も利根ライオンズに入っておりますけれども、その一員としても願っております。

続きまして、次の質問に移ります。4番、構造改革特区制度の活用について。

教育の観点から教育特区を申請して、小中一貫校や国際語教育推進特区、水戸市で行われている幼小中の英会話教育特区があります。教育特区の申請をするお考えはあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 教育特区については教育長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、教育特区の活用につきましてお答えいたします。

構造改革特区の中で教育特区として位置づけられて、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする旧構造改革特別区域研究開発学校設置事業、そういった特区については平成20年の4月に制度が改正されまして、現在は教育課程特例校制度として文部科学大臣の指定によって行うことが可能となっております。

この教育課程特例校制度では、特例を受けようとする各学校が、その設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校または当該地域の特色を生かした特別の教育課程の編成をして、教育を実施する必要等が認められる場合に、教育課程特例校に指定されます。

新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から実施されたばかりでありまして、現在、利根町ではこの新学習指導要領に基づいて、新教育課程の編成・実施を行っているところでありまして、教育課程特例校の申請をする考えは持ってはございません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 申請はないということですがけれども、国際的に英語ですか、幼小ぐらいから一貫して幼稚園から、保育園から行ってもらう考えというのはないでしょうか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 特に水戸市の場合は、早くから特区の制度を利用して英語教室ということを実施しておりますけれども、現在は制度が変わりまして、教育課程特例校ということで一部進めておりますが、かなりALTの人数とか、そういった人的配置とか、人件費がかなり相当な予算を要すると、その辺は今は何ともいえないかなというところで、茨城県では唯一そこが、私、水戸市の教育長にも先日お会いしたときに、その実態をお話聞きましたけれども、なかなか財政的には難しいのかなと思います。

そのほか、特区を受ける、現在、この指定を受けているところも他県ではありますけれども、なかなか財政的な面で難しいのかなと、現在は考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

これ財政が許せばお考えしていただけるということですか。

よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それらについても、再度考えていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

オリンピックも日本で開催されますし、英語が得意な子供が通訳されてオリンピックでも盛り上げてもらえればいいと思います。

続きまして、町も特区申請などをして活性化を推進するお考えはあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

町も特区を申請して活性化を推進する考えはあるのかということですが、構造改革特区制度とは、実情に合わなくなった国の規制について改革することにより、地域を活性化させるために、創意工夫を生かした取り組みを自主的に行っていくことができるよう、あらかじめ地域を限定して取り組みの妨げとなっている国の規制について特例を設けて、地域活性化と規制改革を同時に実現するという制度でございます。

このようなことから、今後、当町においても特区制度により、住民サービスの向上などにつながるものは活用していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

人・農地プランなども行政が今行っておりまして、基盤整備も東文間地区は完成して、文間地区は工事中です。文、布川も行われるとよいと思いますが、町に似合う農業特区と同じように、町ができる農業、農業が産業だとおっしゃっておりますが、そのことでお伺いします。

農業で同じく特区までいかなくて、先ほど経済課の課長がお答えになったと思いますが、町に似合う農業、これはどういうものか、二、三あればお伺いします。

○6番（坂本啓次君） 通告外じゃないの。

○3番（花嶋美清雄君） 違いますよ。特区ですから、農業特区です。町で考えている特区です。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 先ほど申し上げましたとおり、町の活性化に、また住民サービスが向上できる、農業特区の場合もそうだと思うのですよ。そういうもので町が活性化するようなことがあれば、特区申請をしていきたいとは考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 農業特区、その特区制度ですけども、先ほどちょっとお話が出ていたものですけども、利根町ではほかの野菜ですね、野菜をつくって付加価値をつけ

でもうかる農業、今利根町で農業といたらお米なんですね。私も青森県のリンゴ農家の木村秋則さん、奇跡のリンゴの方とこの間、知り合いまして、1キロ700円から1,000円以上で取り引きしております。ことしつくったお米です。こういう方を呼びまして、農業、本当にお米で、利根町はお米だと思うのです。お米で付加価値をつけて特区と同じような考えで推進、それが新しい農業、もちろん阿見町が今ちょっとやっておりますけれども、そういう方をお呼びしまして、本当にお米で利根町を日本一にしたいと自分も思っていますから、そういうことを経済課の課長はどう思われますか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 特区については、町長が答弁したとおり、既存の規制を緩和したりして活性化を図ると、実情に合わないその国の規制を改革するという部分で、それらの緩和を求めていくものが特区といわれているものだと思いますので、そんな中で、現在は町の農業に関してのそういう趣旨からして、その事案に見合う特区の内容というのはないわけですが、若干ピン트가外れるかもわかりませんが、農業の今後の活性化の中で、先ほども守谷議員の質問にもありましたけれども、そういう先進の事例を見たときに、確かにご指摘のように、米なんですけれども、その付加価値も含めた米づくりの特区というものが使えるような制度といいますか、そういうものがあれば検討することも必要だと思いますけれども、現段階では考えておりません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 新しい利根町に似合う特区、農業も産業で日本一になればもちろんいいと思います。自分の考えとしては、T P Pにも対応できる改革を進めていただいたり、もちろん和食が世界文化遺産に登録されました。日本人は米だと思うのです。米、日本の野菜、これを進めて農業改革、後ろのほうに農業委員会の会長もおりますので、頑張っていきたいと思います。

続きまして、5番目の質問に移ります。A E D（自動体外式除細動器）の活用について。

町内19カ所にA E Dは設置してあります。24時間対応の施設はありません。設置場所の管理者、職員は、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部等で行う普通救命講習を受講されております。

町民の安心・安全を身上とされている方は受講されていると思いますが、中学生など普通救命講習を受けることは可能と聞いておりますが、授業の一環として行っているのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、中学校における普通救命講習についてお答えしたいと思います。

先ほど薬物乱用のときもちょっと触れましたけれども、中学校では保健体育の授業というのがございます。その授業の中に心肺蘇生法等救急救命について、そういった授業の学

習がございます。その授業の中に、現在、利根中学校のほうでは、今年度は取手医師会病院から講師を招きまして、心肺蘇生法とかAEDの使用について学習しております。2年生全員が約5から6グループに分かれて、時間的には1時間程度ということですが、そういうことで実際に学習はしております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） よくわかりました。

普通救命講習修了証がありますけれども、中学生もとれますので、できるだけとっていただきたいと思います。ただ、教育委員会とか農業委員会、消防団員、民生委員、区長、町の役職についている方、もちろん議員の方もそうなんですけれども、普通救命講習はされているのか、やっていなければお勧めしているのか、総務課からだと思うのですけれども、やっているのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） AEDの講習につきましては、総務課では基本的に職員を対象に行っております。

今回、スポーツ推進員とか、そういった方も一緒に受けるということで、議員等にもお話しはしております。

ただ、各課で持っている団体等については、今までのところは講習はやってございません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

教育委員会とか農業委員会の関連の答えは聞いておりません。民生委員、区長、役職についている方、お答えをお願いします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） 教育委員会のほうでは、教職員を対象に役場の職員と一緒に普通救命講習を受講するよう勧めて、大分先生方も半数以上受けられております。

○議長（井原正光君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） 生涯学習課関係ですが、スポーツ推進員の方に、どうしてもそういう場面に遭うということで、今月の14日にスポーツ推進員の方が受けられるということになっております。

○議長（井原正光君） 教育委員会関係は以上です。

通告は教育委員会関係なので、さっきの自動体外式除細動器は人命にかかわることなので総務課長に特別に補足説明を求めたものです。

花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

もし困っている人や倒れている人がいても、何もしないのがいけない。それは重々皆さんわかっていると思います。AEDの24時間対応の施設がふえても、皆さんが使えないと何の意味もないと思います。これは安心・安全のおもてなしだと思っております。住民への務めだと思っています。講習がまだの方は早目に普通救急講習の受講をされることを希望しまして、これで一般質問を終わります。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後4時14分散会